

I 会社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

項目	平成20年度	平成21年度	指標の解説
元受正味保険料	1,378百万円	4,713百万円	ご契約者からお預かりした保険料から諸返戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	428百万円	1,428百万円	ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-出再正味保険料
正味損害率	45.5%	63.4%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率(%)=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100
正味事業費率	277.7%	134.8%	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100
保険引受損失	1,310百万円	2,286百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益(損失)=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常損失	165百万円	468百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純損失	238百万円	410百万円	経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	5,893.0%	3,478.8%	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。
総資産額	3,424百万円	8,640百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	2,292百万円	4,883百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券評価差額	一百万円	1百万円	「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産の自己査定結果における分類額計	一百万円	一百万円	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じて、I、II、III、IVの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるII、III、IV分類の合計額です。

2 経営理念

私たちSBI損保は、「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」をミッションに、インターネットを最大限活用し、お客さまによりわかりやすく、身近で、より利便性の高い損害保険サービスを提供すべく、従来の概念にとらわれることなく先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

ミッション

より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために

ビジョン

私たちSBI損保は、インターネットの普及や携帯電話の発達をもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれることなく、わかりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

4つの基本指針

SBI損保は、インターネットの利便性を最大限活用し、お客さまにとって最適なサービスを提供するために以下の4つの指針を実現してまいります。

合理的な保険料と最適な商品の提供

徹底した業務の効率化により、お客さまの求める保険商品をリーズナブルな保険料で。

SBI損保は、たゆまぬ経営努力により、お客さま一人ひとりのニーズに合った保険サービスを実現いたします。

簡潔でわかりやすいサービスの実現

複雑な保険サービスをわかりやすく、申込やお手続きを簡単・便利に。

SBI損保は、お客さまの視点に立ち、簡単でわかりやすいサービスを実現してまいります。

常にお客さまにとって身近な保険会社であること

いつでも、どこでも安心してご利用いただける保険会社。SBI損保は、全国対応のサービスネットワークとインターネットを通じた万全のサポート体制を実現し、お客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

保険業界のイノベーターであり続けること

利便性の高い先進的な保険サービスの追求と新たな事業への継続的な取り組み。

SBI損保は、常に自己進化を怠らず、新たな保険サービスの創造に挑戦し続けてまいります。

私たちSBI損保は、急速に進化する情報化社会において、ライフスタイルの変化、お客さまニーズの多様化などにお応えすべく、常にお客さまの立場に立った「顧客中心主義」を貫くことで、損害保険事業を通じた社会貢献を実現していきたいと考えております。

3 会社の沿革

2006年 6月	SBIホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社の共同出資によりSBI損保設立準備株式会社設立 資本の額1億円(うち資本金1億円)
2007年 2月	資本の額を30億円に増資(うち資本金15.5億円、資本準備金14.5億円) ソフトバンク株式会社が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得 商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年 1月	営業を開始
2009年 9月	資本の額を60億円に増資(うち資本金30.5億円、資本準備金29.5億円)
2010年 5月	資本の額を110億円に増資(うち資本金55.5億円、資本準備金54.5億円)

I 会社の概況および組織

4 組織

1. 本社機構

(2010年7月1日現在)



2. 店舗所在地

① 本社

〒106-6018
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー 18F
電話番号 03-6229-0060 (代表)

② 損害サービス部

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷野村ビル 7F
電話番号 03-6861-3030

③ 全国サービスネットワーク

(2010年7月1日現在)

損害調査ネットワーク	:全国約160カ所
SBI損保安心工場ネットワーク	:全国約710カ所
SBI損保安心ロードサービス拠点	:全国約7,000カ所

5 株主・株式の状況

1. 基本事項

株主総会開催時期 : 毎年4月1日から4ヶ月以内
 決算期日 : 毎年3月31日
 公告方法 : 電子公告(※) (※)公告掲載URL (<http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/index.html>)

(2010年7月1日現在)

2. 株式分布状況および株主

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	184,573株	65.5%
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	94,070株	33.4%
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	3,000株	1.1%

3. 資本金の推移および最近の新株の発行

(2010年7月1日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本の額
2006年6月	2,000株	2,000株	—	100,000千円
2007年2月	58,000株	60,000株	1,450,000千円	1,550,000千円
2009年9月	79,160株	139,160株	1,500,000千円	3,050,000千円
2010年5月	142,483株	281,643株	2,500,000千円	5,550,000千円

6 役員および従業員の状況

1. 役員の状況

役職名	氏名	担当業務および兼職の状況	(2010年6月28日現在)
代表取締役社長	きど 城戸 ひろよし 博雅	(SBIホールディングス株式会社 取締役)	
代表取締役副社長	いなだ 稲田 ゆういち 雄一	損害サービス部	
取締役	やまざき 山崎 しょういち 昇一	管理本部	
取締役	ふじおか 藤岡 かずのすけ 和之輔	システム部、業務推進部	
取締役	おかだ 岡田 まさひろ 匡央	(あいおい損害保険株式会社 事業企画部 部長) (アドリック損害保険株式会社 取締役)	
常勤監査役(社外)	はやかわ 早川 ひさし 久		
監査役(社外)	ほった 堀田 よしたか 喜隆	(あいおい損害保険株式会社 経理部 担当部長)	
監査役(社外)	みずたに 水谷 こうじ 幸二	(SBIホールディングス株式会社 金融コングロマリット経営管理室 室長 兼 リスク管理統括部 部長)	

2. 従業員の状況

(2010年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
従業員数	64名	94名	30名	40.2歳	1.4年	4,774千円

I 会社の概況および組織

7 社会公共活動

弊社は社団法人日本損害保険協会の一員として、次のとおり損保業界として「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、社会貢献活動に取り組んでいます。社団法人日本損害保険協会における主な取組みは以下のとおりです。

1. 環境問題への取組み

① 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

② エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、「エコ安全ドライブCLUB」の運営や自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

③ 環境講座の開催

1998年度から、環境講座を開催しており、一般市民の方にも広く参加を呼びかけています。2009年度は、第50回記念講座として、(財)地球環境産業技術研究機構の副主席研究員である秋元圭吾先生を講師に招きました。

2. 防災・自然災害対策

① 地域の防災力・消防力強化への取組み

● 消防資機材の寄贈

小型動力ポンプや小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

● 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関などに寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PRなどに使用いただいています。

● 洪水ハザードマップの普及

各市町村作成の洪水ハザードマップを収録した「洪水ハザードマップ集」(CD-ROM)をとりまとめ、全都道府県・全市町村に提供し、ハザードマップの普及を図っています。

② 地域の安全意識の啓発

● 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設などを発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

● 地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

● 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

3. 交通安全対策

① 交通事故防止・被害者への支援

自賠償保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援などに活用しています。

- 自動車事故防止対策:高齢ドライバー教育拡充事業支援、事故多発交差点研究助成等
- 自動車事故被害者支援:交通事故無料法律相談の事業支援等
- 救急医療体制の整備:高規格救急自動車の寄贈、ドクターヘリ体制整備補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な保険金支払のための医療研修等

② 飲酒運転防止の取組み

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示などの活動を行っています。

③ 啓発活動

● 交通事故多発交差点の啓発

交通事故防止を目的に、全国の交通事故多発交差点を調査し、交差点の特徴や注意点を分析し、社団法人日本損害保険協会ウェブサイトにて全国47都道府県単位の人身事故ワースト5交差点を「全国交通事故多発交差点マップ」として公開しています。

● 自転車事故の防止

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

4. 犯罪防止対策

① 盗難防止の日（10月7日）の取組み

社団法人日本損害保険協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発として2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、例年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察などとともに盗難防止チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

② 自動車盗難の防止

社団法人日本損害保険協会では、2001年の発足当初から官民合同プロジェクトチームに民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ（自動車盗難防止装置）の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

③ 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもと一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。